

総人恩総第304号

平成23年3月31日

(別記) あて

総務大臣

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第8条第2項の規定により読み替えて適用される国家公務員退職手当法第7条第4項に規定する総務大臣が定める要件について（平成19年7月20日総人恩総第812号）の一部改正について（通知）

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第8条第2項の規定により読み替えて適用される国家公務員退職手当法第7条第4項に規定する総務大臣が定める要件について（平成19年7月20日総人恩総第812号）の一部を下記のとおり改正し、平成23年4月1日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

記

第1項中「退職手当法第12条の2第1項に規定する」を削る。

第3項中「退職手当法第12条の2第1項に規定する」を削る。

以 上

(別 記)

内閣官房長官

内閣法制局長官

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

会計検査院長

最高裁判所長官

衆議院事務総長

参議院事務総長

国立国会図書館長

独立行政法人国立公文書館長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人統計センター理事長

独立行政法人造幣局理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長